

令和4年4月から老齢年金の繰上げ減額率が見直されました

老齢年金を65歳前に受給開始（繰上げ受給）する場合、繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額されます。

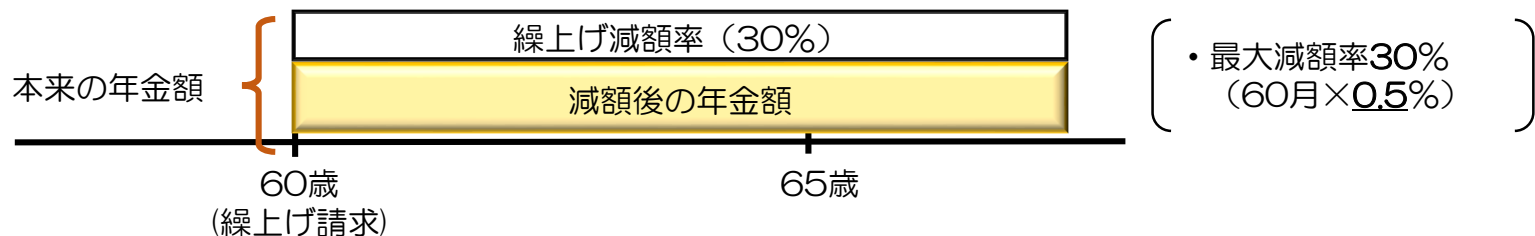
令和4年4月から、この繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、60歳未満の方（昭和37年4月2日以降生まれの方）です。
昭和37年4月1日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません。

改正前

（※昭和37年4月1日以前生まれの方）

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × 0.5%



改正後

（※昭和37年4月2日以降生まれの方）

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × 0.4%

